

輪島市監査公表第17号

平成27年1月22日付発監査第270号の監査結果報告に基づき、輪島市長より措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、次のとおり公表します。

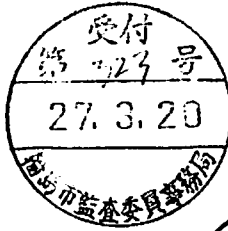
平成27年 3月24日

輪島市監査委員 湊 良作



輪島市監査委員 中山 勝





発観第 301 号

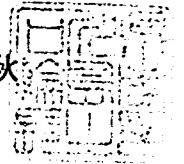
平成 27年 3月17日



輪島市監査委員 湊 良作 様

輪島市監査委員 中山 勝 様

輪島市長 梶 文 秋



定期監査等の結果に基づく措置の通知について

定期監査等の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、別紙のとおり通知いたします。

(別 紙)

監査対象機関 交流政策部観光課

監査執行年月日 平成27年1月16日

監査の結果	措置の内容	措置状況
<p>○ 物産館使用料等の滞納について 滞納者の親・保証人も交え、分納計画書を作成し、納付する対策の取り組みについては評価する。しかし、計画どおりに納付されていない状況である。また、光熱水費は、営業する上での基本的な経費である。今後、市としての対応（光熱水費）の改善、検討が必要である。公金の適正な取り組みのうえ、厳しく滞納額縮小に努められたい。</p>	<p>滞納者に対しては、現年度分の光熱水費の納入を怠ったら直ちに電気や水道を停止すると伝えてあり、本人も保証人も了解のうえ、8月分から1月分まで全て納入されている。 今後とも過年度分の分納を含め厳正に対応し、滞納額減少に努めたい。</p>	